

区画整理だより 第 2 4 号

平成 1 6 年 4 月

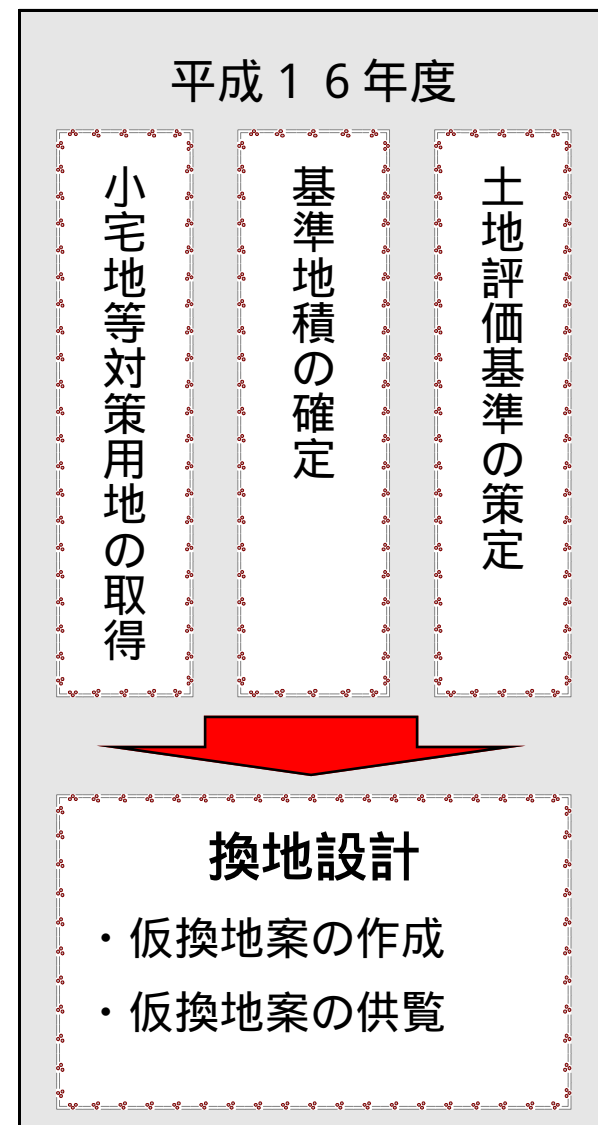
ご意見・ご質問を
お寄せください。
電話 2 8 6 - 3 1 2 3
2 8 6 - 3 1 2 4

平成 1 6 年度スタート

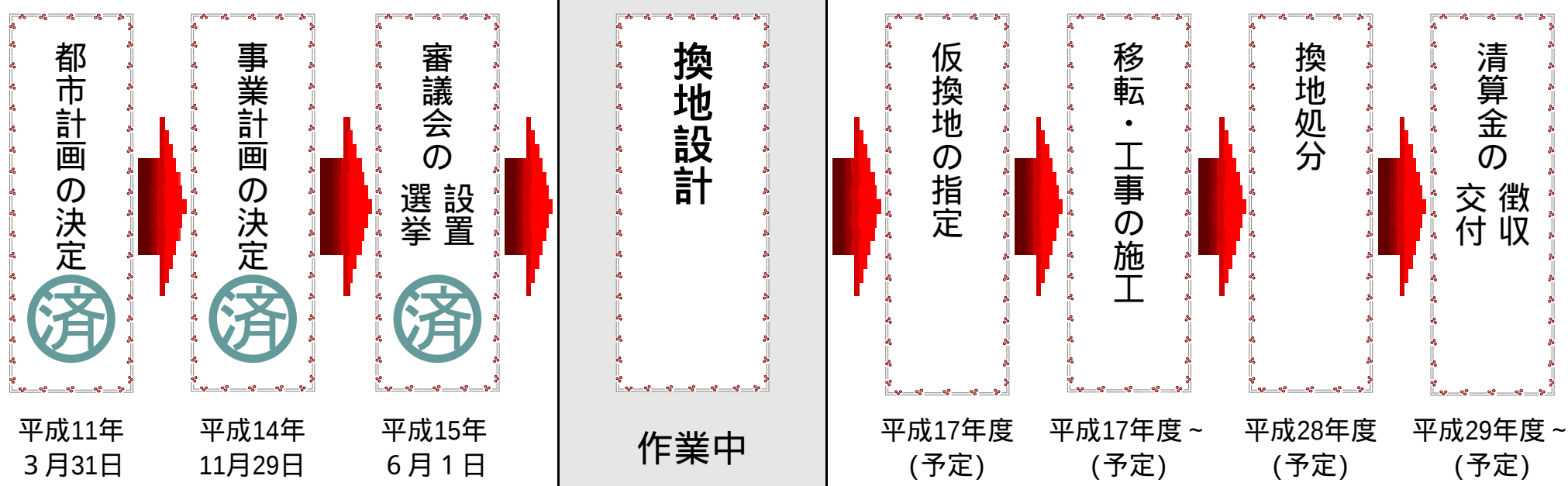
昨年度は、土地区画整理審議会に諮りながら「換地設計基準」や「小宅地等の取扱い要領」を定めるとともに、施行前の各筆の地積の確定と小宅地の減歩緩和に必要な土地の取得を行ってきましたが一部未了となりました。

今年度は引き続きこれらの作業を行うとともに、換地設計に必要な土地評価基準を定めていきます。こうした作業を完了した後、仮換地案を作成し権利者の皆様にお示ししていきたいと考えています。このことから、平成 1 6 年 1 0 月頃を予定していた仮換地の指定が平成 1 7 年度にずれ込むこととなりました。

関係権利者の皆様には、引き続きご協力をいただきますようよろしくお願いします。



事業の流れ



4 月 1 8 日 (日曜日) に事業相談会を開催します。

場所 … 向洋駅周辺まちづくり事務所

日時 … 4 月 1 8 日 (日曜日) 朝 9 時 0 0 分 ~ 昼 1 2 時 0 0 分

「換地設計基準」及び「小宅地等の取扱い要領」とは、それぞれ平成 1 6 年 2 月 2 3 日に制定、告示した「広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業換地設計基準」及び「広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業小宅地等の取扱い要領」を指します。

仮換地が決まるまで ～第1回～

町では、平成16年2月23日に「換地設計基準」及び「小宅地等の取扱い要領」を定め、告示しました。

そこで、今後6回に分け、仮換地が決まるまでの事業の流れと、そこに換地設計基準及び小宅地等の取扱い要領がどのように関わってくるのかについてご説明します。

第1回目の今回は、仮換地が決まるまでの大まかな流れについてご説明します。

仮換地が決まるまでの流れ

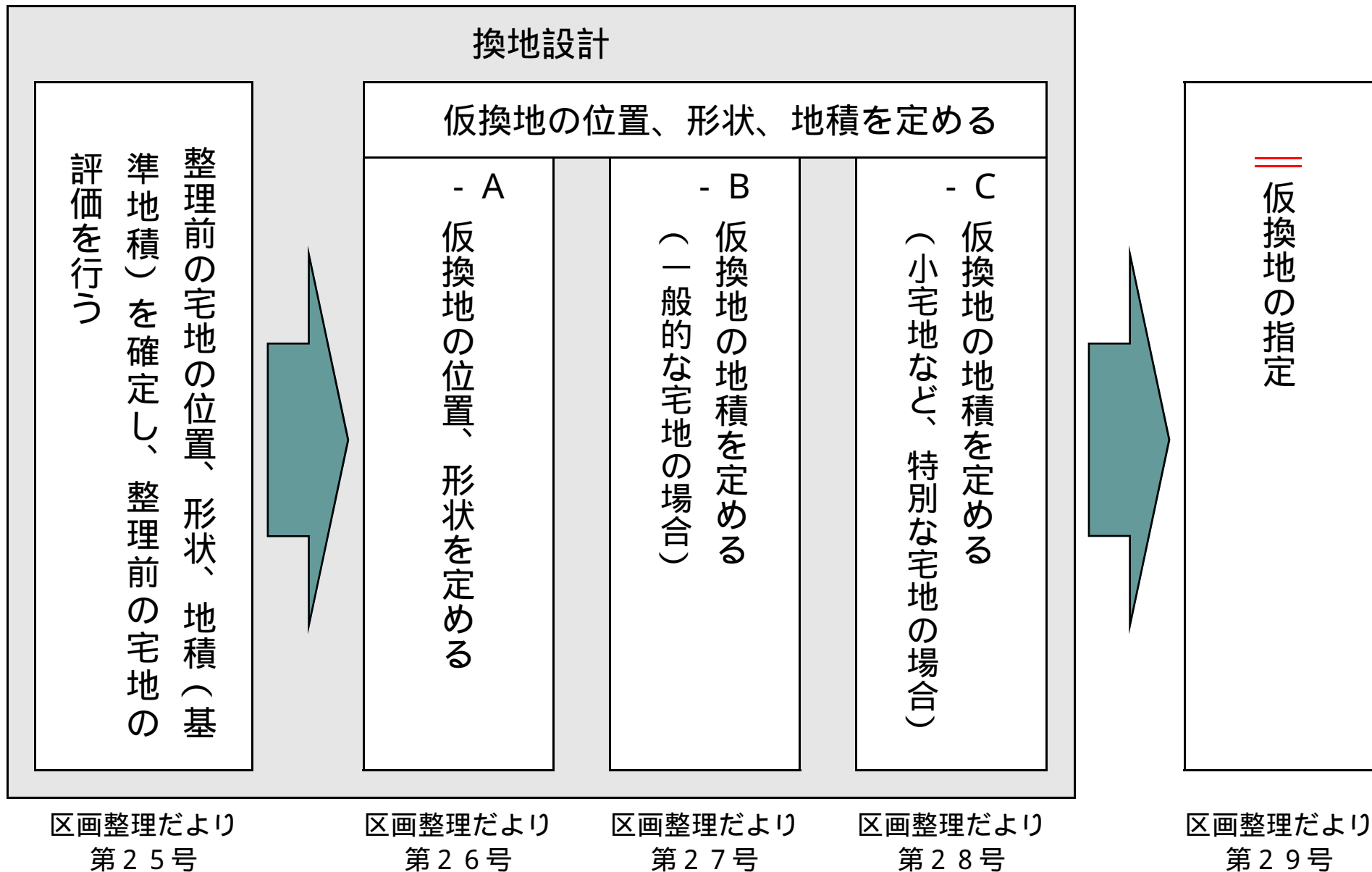
整理前の宅地の位置、形状、地積(基準地積)を確定し、今後策定する土地評価基準により、整理前の宅地の評価を行います。

整理前の宅地の位置、形状、評価を基に、仮換地の位置、形状、地積を定めます。

の結果を割り込んだ図面(仮換地案)を作成し、皆様に供覧します。そこで皆様のご意見を伺い、審議会に諮ったうえで仮換地の指定を行います。

下の図をご参照ください。

事業の流れ図



次回は、整理前の宅地の位置、形状、地積(基準地積)の確定及び整理前の宅地の評価についてご説明します。